

「三重県建築士事務所の監督処分の基準」 の一部見直しについて（概要）

1 見直しの趣旨

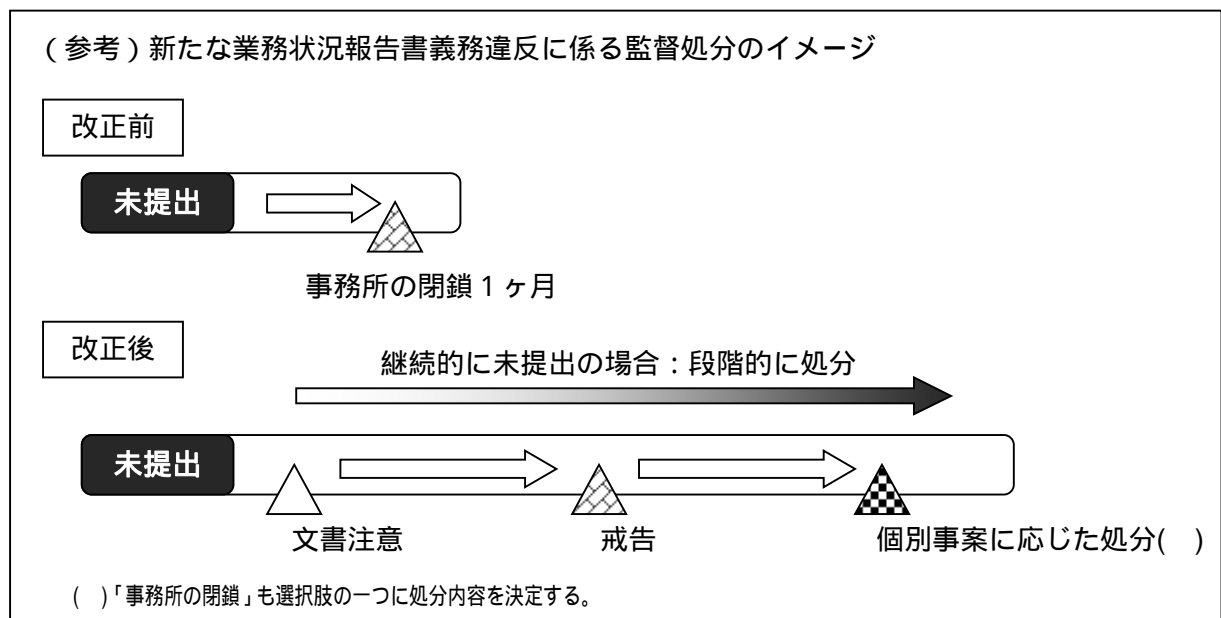
この基準は、建築士事務所が行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士事務所の業務の適正を確保することを目的として、建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第1項又は第2項の規定に基づく監督処分を行う場合の基準となる「三重県建築士事務所の監督処分の基準」を制定しています。

建築士法第23条の6の規定により、建築士事務所の開設者は設計等の業務に関する報告書（以下、「業務状況報告書」という。）を提出する義務があります。現在の基準では、提出義務違反について、事務所の閉鎖1ヶ月としています。

今回の見直しは、未提出者対策として、まず「文書注意（行政指導）」を行い、業務状況報告書の提出を促した上で、それでもなお違反状態（未提出）が継続しているものに対して「戒告」、さらに継続し悪質性が高い場合は、「事務所の閉鎖」も選択肢の一つに「個別事案に応じた処分」、と段階的に対応を強化することで提出を促すことを目的として行うものです。

2 見直しの概要

業務状況報告書提出義務違反について、「文書注意（行政指導）」 「戒告」 「個別事案に応じた処分」と段階的に処分するために必要な規定（表1（ランク表）等）を整備する。



3 施行期日

令和3年4月1日（予定）